

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	住宅宿泊事業法案	
担当部局	観光庁観光産業課 国土交通省土地・建設産業局 不動産課	電話番号: 03-5253-8971 電話番号: 03-5253-8111 e-mail: watanabe-d2nt@mlit.go.jp e-mail: hqt-g_PLB_FUD@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年3月9日	
規制の目的、内容及び必要性等	我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在の促進を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法律案の名称 住宅宿泊事業法案 ○関連条項とその内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)住宅宿泊事業関係 <ul style="list-style-type: none"> ・届出制度の創設(第3条及び第4条関係) ・適正な運営のための措置(第5条から第14条まで関係) ・監督(第15条から第17条まで関係) ・条例による制限(第18条関係) (2)住宅宿泊管理業関係 <ul style="list-style-type: none"> ・登録制度の創設(第22条、第23条、第25条、第26条、第28条関係) ・適正な運営のための措置(第29条から第40条まで関係) ・監督(第41条、第42条、第45条関係) (3)住宅宿泊仲介業関係 <ul style="list-style-type: none"> ・登録制度の創設(第46条、第47条、第49条、第50条、第52条関係) ・適正な運営のための措置(第53条から第60条まで関係) ・監督(第61条、第62条、第63条、第66条関係)
想定される代替案	代替案1 (1)住宅において実施される宿泊営業について、180日の上限を設けないこととする。 (2)住宅宿泊管理業について、登録ではなく、届出で行えるものとする。 (3)住宅宿泊仲介業について、登録ではなく、届出で行えるものとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合
(遵守費用)	・届出、登録申請に係る費用 ・適正な運営の確保に係る費用	・届出に係る費用 ・適正な運営の確保に係る費用
(行政費用)	・届出、登録申請の審査費用 ・監督に係る費用	・住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業の監督に係る費用(届出制により、本来は市場から排除すべき事業者の参入まで許してしまうため、監督には多数の人員が必要になる。)
(その他の社会的費用)		
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合

	<p>住宅宿泊事業の宿泊者の衛生及び安全等を確保することができるとともに、周辺住民の生活環境悪化を防止することができる。また、登録制という参入規制を設けることにより、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の事業者の質を確保することが可能となり、不公正な取引等による消費者等の損失の発生を防止することができる。</p>	<p>180日を超えて住宅において実施される宿泊営業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業を事前規制のない届出制にすることにより、事業者にとっては、事業に参入しやすくなることによる資本投下等のコストを抑制することができるが、本来は市場から排除すべき事業者の参入まで許してしまうため、公衆衛生の確保がされないこと、周辺住民の生活環境の悪化、不公正な取引等による宿泊者及び消費者等の損失の発生及び行政の監督に係る費用が増大するおそれがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>当該規制案について、届出及び登録申請者には、その申請に係る費用の他、適正な運営の確保のために課せられる各種の義務を遵守するために一定の費用が発生する。また、行政側にも当該届出及び登録申請の審査費用が発生するとともに、監督に係る費用も発生する。しかし、当該規制がなかった場合には、宿泊者に対する感染症の蔓延や、災害時の人的被害の発生、不公正な取引等による損害が生じるほか、住宅宿泊事業者の周辺住民の生活環境の悪化も懸念される。当該規制案により、各事業の適正性が確保され、これらの問題の発生を防止することができるため、当該規制の便益は費用を大きく上回る。一方、代替案は、180日を超えて住宅において実施される宿泊営業については、周辺住民の生活環境の悪化や公衆衛生リスクの拡大による感染症の蔓延等が懸念されるため、当該規制案の方が効率的である。また、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の届出制の採用については、質の低い事業者によって発生する周辺住民の生活環境の悪化及び不公正な取引で発生する損失、行政の監督に係る費用の増大も懸念されるため、当該規制案のほうが効率的である。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>平成27年11月より、有識者を集め「民泊サービス」のあり方に関する検討会を開催した。本規制案は平成28年6月に同検討会において取りまとめられた最終報告書に基づくものである。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第5条において、政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされていることから、この法律の施行後3年間を分析対象期間とし、RIA事後検証シートにより事後検証を実施する。</p>	
<p>備考</p>	<p>本規制案は、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の創設等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保することで、国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与するものであり、本規制案は有効である。</p>	